

告示

埼玉県告示第二百二十八号

平成二十一年埼玉県告示第八百二十一号（不当景品類及び不当表示防止法に規定する身分を示す証明書の様式に係る告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

様式（表）中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同（裏）を次のように改める。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその若しくはその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他のその事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（略）